



2020年9月30日

各 位

会社名 理研ビタミン株式会社
代表者名 代表取締役社長 山木 一彦
(コード番号4526 東証第一部)
問合せ先 経営企画部長
兼 広報・IR室長 池田 航
(TEL 03-5362-1315)

第84期定時株主総会の開催日の決定および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年9月30日開催の取締役会において、未定としておりました第84期定時株主総会の開催日を2020年10月29日とし、あわせて定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 第84期定時株主総会について

- (1) 日程 2020年10月29日(木)
- (2) 開始時間 午前10時
- (3) 会場 東京都千代田区大手町一丁目2番1号
Otemachi One 3階 大手町三井ホール

2. 定款の変更

- (1) 当社は、販売・開発・管理部門の活性化に向けて、本社(東京都千代田区)と本社別館(東京都千代田区)およびプレゼンテーションセンター(東京都新宿区)の機能を統合し、移転いたしました。つきましては、当社定款第3条(本店の所在地)に定める本店の所在地を東京都千代田区から東京都新宿区に変更するものであります。なお、本変更につきましては、2020年11月1日に効力を発生することとし、その旨の附則を設けるものであります。
- (2) コーポレートガバナンスの一層の強化に向けて、経営体制の透明化と説明責任の明確化を図ることを目的として相談役の制度を廃止し、社内外を問わず豊富な知見および経験を有する人物に顧問を委任する制度としたのに伴い、当社定款第29条(相談役等)を変更するものであります。
- (3) 株主の皆さまへの利益還元のための機会を充実させるため、当社定款第40条(剰余金の配当等の決定機関)につき、会社法第454条第5項の規定に基づく取締役会の決議による剰余金の配当(中間配当)をすることができるよう変更するものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款および変更案の内容は以下のとおりであります。

現行定款	変更案
<p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。</p> <p>(相談役等) 第 29 条 取締役会はその決議をもって<u>相談役等</u>若干名を定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第 40 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって定め、株主総会の決議によらないものとする。 (新 設)</p> <p>附 則 (社外監査役との責任限定契約に関する経過措置) 第 81 期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 37 条の定めるところによる。 (新 設)</p>	<p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は本店を東京都<u>新宿区</u>に置く。</p> <p>(顧問) 第 29 条 取締役会はその決議をもって<u>顧問</u>若干名を定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第 40 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって定め、株主総会の決議によらないものとする。 <u>2. 当社は、前項のほか、取締役会の決議により、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。</u></p> <p>附 則 (社外監査役との責任限定契約に関する経過措置) <u>第 1 条</u> 第 81 期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 37 条の定めるところによる。 (効力発生日) <u>第 2 条</u> <u>第 3 条（本店の所在地）の変更は、2020 年 11 月 1 日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則第 2 条は効力発生日経過後これを削除する。</u></p>

以 上